

知的財産権取扱ガイドライン（案）

（目的）

第1条 知的財産権取扱ガイドライン(以下「本ガイドライン」という。)は、建設分野のフィジカル AI コンソーシアム規約(以下「本規約」という。)第16条の規定に基づき、本規約第3条に掲げる活動(以下「本会活動」という。)に使用する知的財産権、及び当該活動を通じて発生する知的財産権の取り扱いの指針、留意事項等を定めることにより、知的財産権の帰属、維持及び利用について明確にすることを目的とする。なお、本ガイドラインに別段の定めのない限り、本ガイドラインに用いる用語は本規約に定める定義によるものとする。協定書等に本ガイドラインと異なる定めがある場合は、当該協定書等の当事者間においては、協定書等の定めを優先して適用する。

（定義）

第2条 本ガイドラインにおける用語の定義は以下のとおりである。

- (1)「産業財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいい、これらの登録を受ける権利を含むものとする。
- (2)「知的財産権」とは、産業財産権、著作権、並びにノウハウ及び営業秘密等の一切の技術的成果に関する権利をいう。
- (3)「会員等」とは、規約第17条第1項に規定する会員等（会員、企画運営委員、アドバイザー、代表幹事、臨時出席者及び臨時参加者）をいう。
- (4)「協定書等」とは、規約第14条第10項に定める協定書等をいう。

（知的財産権の帰属）

第3条 全体会議、企画運営委員会及びプロジェクトチームの活動の過程において新たに生じた知的財産権の帰属については、関係する会員等の間で締結する協定書等において権利帰属を明らかにするものとする。

2 前項の規定は、コンソーシアムへの参加前に会員等によって保持されていた知的財産権又は本会活動とは関係なく会員等により創出され、保持される知的財産権(以下「既存の知的財産権」という。)について、他の会員等に移転するものではなく、既存の知的財産権については、当該権利者に留保されるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、会員等が、コンソーシアムの活動における議論を踏まえ、自らの費用及び人員により独自に行った研究開発の成果に係る知的財産権は、当該会員等に帰属する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 他の会員等の秘密情報を使用して創出したものである場合
- 二 協定書等に別段の定めがある場合
- 4 協定書等に定めがない知的財産権の取扱いは、当該知的財産権の創出に関与した会員等

の間で協議して定める。

（会員等が保有する知的財産権の実施許諾）

第4条 本会活動の範囲で他の会員等から自己の保有する建設技術等の利用許諾の申し入れがあった場合は、実施許諾の可否及び条件について相互の協議により定めるものとする。

（秘密保持）

第5条 秘密情報とは、秘密である旨が明記された書面その他の媒体によって本会活動のために開示されたノウハウ、発明、図面、仕様等、技術上及び業務上の一切の情報及び研究開発成果をいう。なお、秘密情報を開示する会員等を開示者、開示者の秘密情報を受領する会員等を受領者という。

2 秘密情報の開示に際しては、受領者に事前の承諾を得た上で、真に必要な場合にのみ行うこととする。

3 秘密情報が、口頭又は視覚情報等の無体物により開示される場合、開示者は開示の際に秘密である旨を表明し、かつ開示後10日以内にその内容を書面にし、受領者に通知しなければならない。

4 本条第1項に関わらず、次の各号の一に該当する場合、秘密情報には含まれないものとする。

- 一 開示者から開示を受けた時点で既に公知であった情報
- 二 開示者から開示を受けた時点で受領者が既に所有していた情報
- 三 開示者から開示を受けた後、受領者の責に帰さない事由により公知となった情報
- 四 開示者から開示を受けた秘密情報によらず、受領者が自らの開発により知得した情報
- 五 受領者が第三者から秘密保持義務を伴わず適法に知得した情報

5 本条第1項の秘密情報に関わる知的財産権及びその他権利は、その開示者に属するものであり、開示により受領者に対して何ら権利を移転するものではない。

6 受領者は、秘密情報を秘密に保持するものとし、開示者の事前の書面による承諾なしに第三者に開示、漏洩してはならない。

7 受領者は、前項の規定にかかわらず、コンソーシアムの活動のために秘密情報を知る必要のある自らの役職員に対し、必要な範囲で秘密情報を開示することができる。ただし、開示者が開示の際に開示の範囲を規約第14条第8項により届け出た参加者に限る旨を指定した秘密情報については、当該参加者以外の者に開示してはならない。

8 前項の場合において、受領者は、秘密情報の開示を受けた役職員に本ガイドラインに定める義務を遵守させるものとし、当該役職員の行為について責任を負う。

9 受領者は、第6項の規定に関わらず、法令、行政機関の処分・指導、裁判所の提出命令等による場合、秘密情報を開示することができるものとする。ただし、この場合、受領者

は可能な限り事前に開示者に対し通知することに努めるとともに、秘密情報が最大限保持されるよう合理的に取り得る手段を講じなければならない。

9 受領者は、秘密情報を、当該秘密情報の開示を受けた全体会議、企画運営委員会及びプロジェクトチームの各会議体（以下、総称して「本会会議体」という。）での目的以外の目的に使用してはならない。ただし、開示者及び利用者その他の関係当事者との間で、当該秘密情報の利用及びこれにより生じる知的財産権の取扱いについて別段の定めをした場合は、当該定めによる。

10 受領者は、本会会議体の活動が終了した場合、又は受領者が退会し、若しくはプロジェクトチームから離脱した場合は、速やかに開示者の指示に従い、秘密情報に関するすべての書面及び媒体を開示者に返還ないし解読不能な状態にして破棄するものとする。ただし、法律、政令、規則若しくは条例等の法令上の保管義務又は業務記録等として自己の責任において必要最低限の情報を保管する場合は、この限りではない。

11 本会会議体において開示された秘密情報の秘密保持期間は、開示をしてから2年間とする。ただし、開示者からの又は開示者に対する申出により当該秘密保持期間を変更することを妨げない。

（産業財産権の維持管理）

第6条 産業財産権の維持管理手続きは、手続きを担当する企業等が、事前に他の共有者の意向を確認し、これを行うものとする。

2 前項の産業財産権の審査請求及び登録等の維持管理に要する費用は、原則として共有者の持分比率に応じた負担とする。

（データの取扱い）

第7条 提供された現場データ、3D・画像データ、稼働データ等データ（以下「本データ」という。）の権利は当該データを提供した会員等（以下「データ提供者」という。）に帰属する。会員等は、データ提供者が設定したアクセス権限および適用範囲に従い、コンソーシアムの活動目的（AI学習への利用の可否を含む。）の範囲内に限り本データを利用できる。

2 会員等は、本データの漏洩・不正アクセスを防ぐ適切なセキュリティ管理体制を維持しなければならない。また、データ提供者の事前の書面同意がない限り、目的外利用および第三者（業務委託先を含む。）への提供をしてはならない。ただし、事務局がその業務の委託を受けた者に本データの管理を行わせる場合は、この限りでない。

3 データ提供者は本データの正確性や完全性を保証しない。会員等は、データの加工・改変・生成履歴（トレーサビリティ）を適切に管理し、退会し、プロジェクトチームから離脱し、もしくはその地位を失ったとき、又は当該プロジェクトチームが廃止されたとき

は、データ提供者の指示に従い本データを速やかに返還又は消去するものとする。

4 本データを利用して生じた成果物の帰属及び取り扱いについては、必要に応じて、関係者間で協定書を締結して定める。

5 前項の成果物のうち、本データ又は秘密情報を用いて学習を行ったモデルその他の派生成果（以下「学習成果等」という。）から、当該データ又は情報を技術的に分離し、又は消去することが困難な場合は、第3項の規定は当該学習成果等の消去を求めるものではない。

6 学習成果等の利用の範囲、期間及び活動終了後の取扱いは、協定書等で定める。協定書等に定めがない場合、学習成果等はコンソーシアムの活動の目的の範囲内に限り利用することができる。活動終了後に引き続き利用し、又は第三者に提供しようとするときは、あらかじめデータ提供者又は開示者の書面による同意を得なければならない。

（その他）

第8条 本ガイドラインの改廃は、企画運営委員会にて行う。

2 本ガイドラインに関する疑義及び本ガイドラインに定めのない事項については、企画運営委員会で協議の上決定する。

附 則

（施行期日）

第1条 このガイドラインは、令和8年●月●日から施行する。